

<p>(関連分野) その他</p>
<p>(事業の名称) 食品衛生管理者資格取得支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条において、乳製品、食品衛生法上の指定添加物等の製造又は加工を行う営業者は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととされている。 ○ 食品衛生管理者の資格要件は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、大学等において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程を修めて卒業した者、厚生労働大臣の登録養成施設の課程を修了した者、厚生労働大臣の登録講習会の課程を修了した者等とされている。 <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離職者又は営業者によって新たに雇い入れられた者が食品衛生管理者の資格を取得するために既存の登録養成施設又は登録講習会の課程を受講する場合には、都道府県等は、受講料に見合う助成金を交付することができるものとする。 ○ 都道府県等は、自ら、又は第三者に委託して新規の登録講習会を開催することができるものとする。 <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等が開催する登録講習会については、厚生労働大臣の登録が必要。 <p>(期待される効果) 定性的効果：食品衛生管理者の資格取得のための機会の確保及び負担の軽減を通じ、食品関係営業者が食品衛生管理者を置くことを推進し、自主的な食の安全の確保に資することとなる。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 課長補佐 田中謙一 / 係長 久野克人 電話番号：03-3595-2326 / ファックス：03-3503-7965</p>